

平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する要望意見書

新政権下において導入が検討されている「戸別所得補償モデル対策」においては、特色ある地域農業の崩壊や生産現場の混乱、転作を主体とする担い手の経営不振が懸念されています。また、輪作体系の維持確立、甜菜等の地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、特有の課題がある畑作農業についても、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えています。

よって、政府においては、平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策及び関連政策の確立に向け、次の事項について早期に実現されるよう強く要望します。

記

- 1 政策決定に際しては、生産現場の課題と意見を反映させる仕組みを確立すると共に、国と生産者等が相互理解を深めることができるよう努めること。
- 2 時間的な制約がある中で水田作を対象にモデル事業が仕組まれたが、今後生じ得であろう諸課題を踏まえ、平成23年度以降について制度の見直しを行うこと。また、他の作物についても、モデル事業と位置づけて実施すること。
- 3 現行の米・水田農業政策と戸別所得補償制度との関係を整理した上で、政策の前提とすべき事項を踏まえた基本理念を明示すること。
- 4 需要に応じた米づくりに参加する生産者・地域が不公平感を抱かないようなルールづくりを行うと共に、米価の下落により生産者が不安を抱かないような制度設計を行うこと。
- 5 現行の収入減少影響緩和対策について、個別経営体の最終的なセーフティネット対策として充実化を図ること。
- 6 水田利活用自給力向上事業について、地域の裁量で活用できる部分を充実・強化すると共に、水田利活用事業にも生産数量目標の遵守を要件化すること。
- 7 平成22年度の水田・畑作経営所得安定対策について、成績払単価は現行水準で設定すること。また、担い手経営革新事業については、平成23年度以降の新たな仕組みも視野に入れつつ、現行の内容・水準を継続すること。
- 8 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。また、品質向上や輪作体系の維持確立、経営規模拡大への取組みに対する十分な加算措置を講じること。
- 9 生産された原料甜菜は、全量を戸別所得補償制度の支援対象とし、生産された甜菜糖は、その全量を供給可能数量とすること。
- 10 でん粉工場・製糖工場に対する製造経費に対しては、製造事業者の経営収支の悪化を招かないよう、再生産可能な支援対策を講じること。
- 11 産地形成等地域全体での農業振興の取組みが極めて重要であるため、地域に裁量権を持たせた仕組みを構築すること。
- 12 地域協議会について、その機能を十分に発揮できる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 横 路 孝 弘
- ・ 参議院議長 江 田 五 月
- ・ 内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫
- ・ 農林水産大臣 赤 松 広 隆